

審査チェックリスト(特用林産物 菌床栽培きのこ)

		認証基準
1 適正な生産環境の確保	1.1 培地基材に問題はないか確認していること	1.1.1 培地基材の安全性を確認しているか。
	1.2 使用する栄養剤、添加剤に問題はないか確認していること	1.2.1 栄養剤の安全性を確認しているか。
		1.2.2 添加剤の安全性を確認しているか。
	1.3 培地調整や散水に用いる水に問題はないか確認していること	1.3.1 培地調整や散水に用いる水に問題がないか水源、周辺環境などを確認しているか。
	1.4 使用する容器(袋)等に問題はないか確認していること	1.4.1 容器材質等の安全性について確認しているか。
	1.5 殺菌・放冷作業について清潔維持に取り組んでいること	1.5.1 殺菌、放冷作業について清潔維持、無菌度向上にとりくんでいるか。
	1.6 使用する種菌に問題はないか確認していること	1.6.1 種菌製造工程を確認しているか。
	1.7 植菌、培養施設及び使用する器具等は清潔に保たれていること	1.7.1 植菌、培養施設及び使用する器具等が清潔に保たれ、無菌状態を保持しているか。
	1.8 発生施設や使用する器具等は清潔に保たれていること	1.8.1 発生施設や使用する器具等が清潔に保たれているか。
1.9 廃棄物を適切に処理していること	1.9.1 空袋、塩ビなどの資材、廃菌床の分別、保管処理のマニュアルを定めているか。	
	1.9.2 空袋、塩ビなどの資材、廃菌床の分別、保管等処理のマニュアルに従った適正な処理をしているか。	
	1.9.3 きのこ生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却を回避しているか。	
	1.9.4 廃菌床、廃きのこ等の有機物をリサイクルして活用しているか。	
2 適正な防除の実施	2.1 病害虫が発生し難い栽培環境となっていること	2.1.2 病害虫の発生し難い環境になっているか。
	2.2 適正な防除のための防除指針を定めていること	2.2.1 静岡県農作物病害虫防除基準等に基づいた防除指針(使用時期、農薬の種類、濃度等を記載)を定めているか。
		2.2.2 防除指針や農薬の適正管理を従事者に周知させるための研修等を行っているか。
	2.3 農薬を適正に使用しその記録を保管していること	2.3.1 防除指針に基づきラベルを確認した上で農薬散布を行っているか。また、防除の内容(ほ場、期日、農薬の種類、濃度)が記録されているか。
		2.3.2 農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄を行っているか。
		2.3.3 化学合成農薬の使用残が発生しないように必要な量だけ秤量して散布量を調整しているか。
		2.3.4 農薬散布時にはドリフトによる周辺農作物への影響を回避する対策をとっているか。
		2.3.5 農薬散布時に周辺住民等への影響を回避しているか。
2.4 農薬を適正に管理していること	2.4.1 農薬の使用残が発生しないように必要な量だけ秤量して散布液を調整しているか。	
	2.4.2 農薬の購入伝票等の記録を保管しているか。	
3 生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	3.1 生物多様性に配慮した獣害対策を実施していること	3.1.1 野生獣を引き寄せない取組等、農業被害防止対策を実施しているか。
4 エネルギーの節減対策	4.1 施設・機械等の使用において、エネルギーの節減対策に取り組んでいること	4.1.1 施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費を節減しているか。

審査チェックリスト(特用林産物 菌床栽培きのこ)

認証基準		
5 労働安全対策	5.1 きのこ生産活動において危険な作業を把握していること	5.1.1 危険性の高い作業を把握し、作業者同士で情報を共有化しているか。
	5.2 危険な作業従事者に対して、制限があること	5.2.1 危険な作業に対し、酒気帯び、病人、無資格者に対し作業を制限しているか。
		5.2.2 危険な作業を行う場合、1日あたりの作業時間、休憩の取得等のルールを決めているか。
	5.3 安全に作業を行うための服装、保護具が決まっていること	5.3.1 殺菌作業等、危険な作業を行う場合は、保護衣や防護具を着用し、作業後は適切に洗浄、保管されているか。
	5.4 きのこ生産作業事故につながる恐れのある作業環境を改善していること	5.4.1 作業道がある場合、道路の軟弱箇所、路肩の崩れ等はないか。
		5.4.2 夏季の熱中症防止のための対策を講じているか。
	5.5 機械の安全装備の確認、使用前点検をしていること	5.5.1 機械購入時に型式検査合格証票の有無を確認しているか。
5.5.2 機械の使用前点検、使用后整備、適切な管理・保管をしているか。		
5.6 機械、器具等を適正な方法で使用していること	5.6.1 機械、器具の取扱説明書を熟読し、理解しているか。	
	5.6.2 機械への詰まり、巻付き物を除去する際は、エンジンを停止し、実施しているか。	
5.7 農作業事故の保険に加入していること	5.7.1 労災保険等に加入しているか。	
6 ボイラーの安全使用	6.1 ボイラー使用時は法を遵守して行っているか	6.1.1 ボイラーの設置、必要な届出、取扱作業主任の設置をしているか。
	6.2 ボイラーの定期自主検査の記録の保存(法令上の義務)	6.2.1 ボイラー及び圧力容器の定期自主検査の記録を3年間保存してあるか。
7 技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	7.1 生産者が自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用をしているか	7.1.1 生産者が開発した知的財産がある場合、保護・活用されているか。
		7.1.2 登録品種の種菌の適切な使用しているか。
8 生産履歴の記録・保管	8.1 生産履歴の記録・回収・保管のルールを定めていること	8.1.1 生産履歴の記録、回収、保管のマニュアルを定めているか。
	8.2 生産履歴を記録していること	8.2.1 菌床、種菌、増収材等生産資材の購入先、購入日、製造履歴等の記録があるか。
		8.2.2 殺菌、植菌、培養、収穫等の基本的な作業の内容を記録しているか。
		8.2.3 きのこの出荷先、出荷日、出荷数量を記録しているか。
8.3 生産履歴の回収・保管を行っていること	8.3.1 生産履歴を定期的に回収しているか。	
	8.3.2 生産履歴を過去3年以上適切に保管しているか。	
9 生産履歴の点検及び残留農薬分析	9.1 生産履歴の点検を実施していること	9.1.1 生産履歴が防除指針に適合しているか点検しているか。
		9.1.2 生産履歴の記録が防除指針に適合していない場合、とるべき対策についてマニュアルを定めているか。
	9.2 農薬を使用する場合、自主的に残留農薬分析を実施していること	9.2.1 残留農薬分析計画(分析点数、時期、項目、サンプリング、方法等を記載)を作成しているか。
		9.2.2 計画に基づいて残留農薬分析を実施しているか。
		9.2.3 残留農薬分析において、基準値を超えた場合、とるべき対策についてマニュアルを定めているか。
10 収穫、調製作業の衛生管理	10.1 収穫、調製作業で衛生管理、異物混入防止対策に取り組んでいること	10.1.1 収穫・調製作業の衛生管理の注意点等をマニュアルに定めているか。
		10.1.2 収穫作業の衛生管理や異物混入対策を行っているか。
		10.1.3 調製・箱詰め作業の衛生管理や異物混入対策を行っているか。
		10.1.4 燃料・オイルは生産物に付着しないよう、適切に使用・保管しているか。

審査チェックリスト(特用林産物 菌床栽培きのこ)

認証基準		
11 集出荷施設の衛生管理	11.1 集出荷施設、設備が衛生管理、異物混入防止対策と対応していること	11.1.1 排水溝、手洗設備、予冷库などの構造や設備が適切であるか。
		11.1.2 飲用に適した水を使用しているか。
		11.1.3 便所などの施設の構造、設備が適切であるか。
	11.2 集出荷施設内の作業者が衛生管理、異物混入防止対策に取り組んでいること	11.2.1 集出荷施設での衛生管理の注意点をマニュアルに定めているか。
		11.2.2 施設内の作業に従事する者の健康状態を把握しているか。
		11.2.3 機械器具等の清掃・点検を行っているか。
		11.2.4 手指、機械器具、包材等からの汚染防止を行っているか。
		11.2.5 予冷库・冷蔵庫などの清掃、点検を行っているか。
		11.2.6 集出荷施設内の異物混入防止を行っているか。
12 内部検査	12.1 内部検査を実施していること	12.1.1 内部検査のマニュアルを定めているか。
		12.1.2 マニュアルに基づき最低年1回内部検査が行われているか。
	12.2 内部検査で明らかになった問題点の改善を図っていること	12.2.1 内部検査で明らかになった問題を検討し改善策を講じているか。
13 内部研修	13.1 生産者に対して生産管理項目の内容を周知させていること	13.1.1 個々の生産者が取り組むべき事項やルールを指導するための研修会等を開催しているか。
14 情報提供	14.1 ホームページや認証マークを活用して情報発信を行うこと	14.1.1 専用ホームページに登録しているか。
		14.1.2 認証マークを活用しているか。
		14.1.3 容器・包材等への食品表示は適切であることを確認しているか。
14.2 生産情報等の開示請求に対応できること	14.2.1 フードチェーンの次の段階からの生産情報の開示請求に対応できるか。	
15 コミュニケーション	15.1 問合せ・クレーム処理体制を整えていること	15.1.1 消費者等の問合せ・クレームに対するマニュアルを定めているか。
		15.1.2 問合せ・クレーム処理窓口及び担当者を設置しているか。
		15.1.3 問合せ・クレーム処理窓口の所在を商品への記載やホームページ等により消費者等に伝えているか。